

## 現況証明書（非農地証明書）発行基準要領

### 第1 現況証明書（非農地証明書）の交付手続

#### 1 証明願

「現況証明書」（非農地証明書、以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者（土地の所有者に限る。以下「申請者」という。）は、「非農地証明願」（別紙参考様式、以下「証明願」という。）2部（うち1部は控え）を、証明を受けようとする土地（以下「対象地」という。）が所在する市町村の農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出するものとする。

#### 2 現況確認等

農業委員会は、1により証明願の提出があった場合には、速やかに現況確認等必要な調査を実施するものとする。

なお、現況確認は原則として1名以上の農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を設置していない場合は農業委員）と農業委員会事務局職員により行うものとする。

#### 3 証明書

農業委員会は、農業委員会総会又は農地部会の議決により対象地が農地に該当しないと判断した場合には、証明書を申請者あて交付するものとする。

併せて、県、市町村、法務局等の関係機関に対し、その旨を通知するものとする（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号））。

### 第2 証明書の発行基準

農業委員会は、対象地が次に掲げる土地の場合に、証明書を発行することができる。

#### 1 災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地

#### 2 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可（以下「農地転用許可」という。）を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地

#### 3 法第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地

#### 4 遊休農地のうち、「農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号）」第4の（4）に基づき、農地法第2条第1項の

「農地」に該当しないと判断されるもの。

- 5 既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、次のすべての要件を満たしていること。
- (1) 非農地化後20年以上経過していること。
  - (2) 農地法第51条の規定による処分を受けていないこと。
  - (3) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと。
  - (4) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。
  - (5) 集団性のある優良農地内でないこと。
  - (6) 他法令等との調整の見込みがあること。

※なお、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地等の取扱いについては、別表の個別基準により判断することとする。

### 第3 発行簿の備付け

農業委員会は、証明書を発行したときは、現況調査の期日及び現況確認者並びに証明書の交付日等を記載した発行簿を作成し、事務所に備え付けるものとする。

### 第4 留意事項

- 1 第1の1により、証明書の交付を受けられる者は、土地の所有者のみとする。  
なお、共有地の場合には、証明願に所有者全員の連署は要せず、いずれか1人の所有者のみでも証明書の交付を受けられるものとする。
- 2 第1の3により、対象地が農地に該当するか否かの判断は「農業委員会総会又は農地部会の議決による」としている。これは、「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」（平成元年元構改B156号農林水産省構造改善局長通知）の「3 農地等に係る証明事務の適正かつ迅速な処理」において、「当該証明が実体的判断を伴う場合にあっては、事務局長等の専決により処理することは適当でない。」とされていることによる。
- 3 第2の2に該当し証明願が提出される事例としては、農地転用許可を受けて転用事業を実施したが、地目変更が行われないうまま農地転用許可指令書を紛失した場合があげられる。  
農業委員会は、農地転用許可申請書や許可指令書の写し等の証拠書類により、

第2の2に該当することが確実と認められる場合には、証明書を発行することができる。

該当の有無が判断できない場合には、県知事あてに「許可証明願い」を提出するよう指導すること。ただし、県は、10年以上前の許可に係る証明は、原則として行わない。

4 第2の3に該当する事例としては、農道、農業用用水路等農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第29条又は第53条に掲げる農地の転用の制限の例外に該当する施設に供するため転用された場合等があげられる。

5 第2の5の（3）に該当する場合は、市町村の農業振興地域制度担当課と協議のうえ、除外の可否について検討すること。

なお、非農地と判断されなかった土地が農用地区域内に残置され、当該土地において農振法第15条の2第1項に規定する開発行為（土地の形質の変更等）を行う場合は、同条により県知事の許可を要する可能性があることを指導すること。

6 判定が困難な場合には、第1の2の調査者に加えて複数の農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を設置していない場合は農業委員）の現況確認を求め、その意見を勘案したうえで、判断すること。それでもなお判定が困難な場合には、所管の県振興局と協議のうえ処理すること。

## 第5 附則

- 1 この要領は、平成24年 5月11日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年10月11日から施行する。
- 3 この要領は、平成25年12月16日から施行する。
- 4 この要領は、平成29年 6月19日から施行する。
- 5 この要領は、令和 3年 1月13日から施行する。

別表

個別基準

区 分	土 地 の 形 状
1 植林されている土地	木材生産や森林保全等を目的として植林され、非農地として認定することがやむを得ない場合で、かつ、植林後20年以上経過し、山林としての樹観や維持管理が見込まれるもの。
2 建築物等が設置されている土地	建築物等（仮設工作物を除く。）の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているもの。
3 道路敷として利用されている土地	住宅への進入道路、その他日常生活上必要不可欠な通路として使用されているものであり、かつ、転用後20年以上経過しているもの。